



第107回 定時株主総会 招集ご通知

■ 新型コロナウイルスの接触感染のリスクを減らすため、
本年はご来場記念品のご用意はございません。

■ 書面またはインターネットによる議決権行使ができますので、
ぜひ積極的にご利用いただき、株主総会へのご出席は
見合わせることをご検討ください。

■ 体調不良と思われる株主様は、
ご入場をお断りする場合がございます。

開催日時

2020年6月24日(水曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

議決権行使期限

2020年6月23日(火曜日)午後6時

開催場所

大阪市住之江区南港北一丁目12番35号
当社大阪本社 (ミズノクリスタ) 地下1階ホール

| | |
|-------------------------------------|----|
| > 第107回定時株主総会招集ご通知 | 2 |
| > 定時株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 5 |
| 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件 | 6 |
| 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 | 12 |
| 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 | 15 |
| > [添付書類] | |
| 事業報告 | 17 |
| 連結計算書類 | 33 |
| 計算書類 | 35 |
| 監査報告書 | 37 |
| > ご参考 | 43 |

アンケートにご協力ください。

抽選でプレゼントがもらえる株主様アンケートを実施しております。
ご回答期限 **2020年6月23日(火曜日)**
詳しくは**51ページ**をご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々およびご関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

弊社といたしましては、株主総会での感染リスクを避けるため、株主総会へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の行使を強く推奨いたします。

また、本総会におきましては、下記の感染予防対策を実施させていただきますので、予めご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 接触感染のリスクを減らすため、本年は**ご来場記念品のご用意及び飲料のご提供はございません。**
- 株主総会に出席する**取締役及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。**
- ご出席の**株主様はマスク着用など感染予防にご配慮をお願いいたします。**
- 当日、**株主様の体温を確認させていただき、37.5度以上の発熱が確認されるなど体調不良と見受けられる場合は、ご入場を制限させていただくことがございます。**
- 本株主総会会場において、感染予防のため間隔をあけた座席配置などを予定しており、**例年よりも座席数が大幅に減少する見込みです。会場が満席となった場合には、視聴のみ可能な別会場にご案内させていただく可能性がございます。**
- **ご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠している株主様、風邪の症状がある等体調不良の株主様におかれましては、くれぐれもご無理なさらず、議決権の事前行使とご出席の見合わせをご検討ください。**
- **株主総会の議事は円滑かつ効率的に行なうことで、例年よりも短時間で運営する予定です。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しをお願いいたします。**

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、
当社ウェブサイト(<https://corp.mizuno.com/jp/>)においてお知らせいたします。

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご来場はできるだけ見合わせていただき、書面またはインターネットを積極的にご利用して事前の議決権行使をお願いいたします。詳細につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|------------------|---|
| 1 日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 大阪市住之江区南港北一丁目12番35号 当社大阪本社（ミズノクリスタ）地下1階ホール |
| 3 会議の目的事項 | <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第107期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第107期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> |

以上

議決権の行使についてのご案内

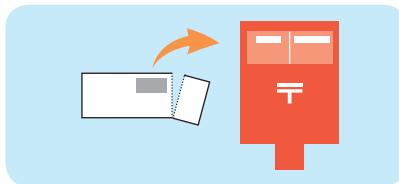
当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、**受付の開始は午前9時**を予定しております。

事前の議決権行使のご案内



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月23日(火曜日)午後6時まで**に到着するようご返送願います。



インターネットによる議決権行使

【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、**2020年6月23日(火曜日)午後6時まで**にご行使願います。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 書面及びインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合、当社に後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット開示（ウェブ開示）

提供すべき書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・ 事業報告「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」及び「会社の体制及び方針並びに運用状況」
- ・ 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・ 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」及び「会社の体制及び方針並びに運用状況」は、事業報告の一部として、監査等委員会による監査を受けております。

また、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、連結計算書類及び計算書類の一部として、監査等委員会及び会計監査人による監査を受けております。

以上

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。



行使期限

2020年6月23日(火曜日)
午後6時まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

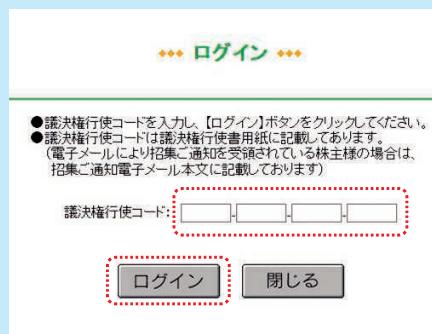
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031** [受付時間 午前9時~午後9時]

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第107期の期末配当につきましては、上記の基本方針に則った上で、事業成長による企業価値向上のため、設備投資や研究開発投資等に充当すべく内部留保にも配慮し、次のとおりとさせていただきます。

- 1** 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2** 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社 普通株式 1株につき 25円
総額 638,487,025円
- 3** 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、各候補者について当事業年度における業務執行状況や業績、これまでの経歴等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況 | 取締役会出席回数 |
|-------|---|--|---------------|
| 1 | 再任 水野明人 | 代表取締役社長 | 25回/25回（100%） |
| 2 | 再任 加藤昌治 | 代表取締役専務執行役員 総合企画、人事総務、法務、 アジア・オセアニア事業 担当 | 25回/25回（100%） |
| 3 | 再任 山本睦朗 | 取締役専務執行役員 ライフ&ヘルス事業、ライフスタイル営業、ワークビジ ネス事業、スポーツ施設サービス事業、営業統括 担当 セノー株式会社 取締役会長 | 25回/25回（100%） |
| 4 | 再任 福本大介 | 取締役専務執行役員 経理財務、情報システム、リテイル営業、 ロジスティクス管理、欧州事業、内部監査、DTC推進 担当 MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION 董事長 MIZUNO NORGE AS 取締役会長 | 25回/25回（100%） |
| 5 | 再任 社外取締役 独立役員 小橋鴻三 | 社外取締役 | 25回/25回（100%） |

候補者
番号

1

みずの
水野
あきと
明人

再 任



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年 8 月 当社入社
1982年12月 当社千里事業本部マーケティング室長
1984年 5 月 当社取締役
1986年 5 月 当社常務取締役
1990年 6 月 当社専務取締役
1994年 6 月 当社取締役副社長
1998年 6 月 当社代表取締役副社長
2006年 6 月 当社代表取締役社長（現任）

■ 生年月日

1949年8月25日

■ 所有する当社株式数

110,346株

取締役候補者とした理由

水野明人氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、当社代表取締役社長として、グローバルビジネスの強化拡大などに取り組んでまいりました。加えて、当社グループの経営戦略の実践において、経営トップとしてリーダーシップを発揮しております。このため、引き続き取締役に適任と判断し、候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2 かとう 加藤 まさはる 昌治

再 任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 3 月 当社入社
 1999年 4 月 当社総合企画室部長
 2000年 6 月 当社取締役
 当社総合企画担当（現任）
 2005年 6 月 当社常務取締役
 2012年 6 月 当社アジア・オセアニア事業担当（現任）
 2013年 6 月 当社代表取締役専務取締役
 当社人事総務、法務担当（現任）
 2016年 6 月 当社代表取締役専務執行役員（現任）

■ 生年月日
1955年8月15日

■ 所有する当社株式数
16,149株

取締役候補者とした理由

加藤昌治氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、代表取締役専務執行役員として、当社グループの経営戦略の立案と遂行に中核的な役割を果たしてまいりました。このため、引き続き取締役に適任と判断し、候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

やまもと
山本

むつろう
睦朗

再 任



- 生年月日
1954年4月25日
- 所有する当社株式数
10,249株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1977年3月 当社入社
- 1999年3月 当社フットウェア企画生産部長
- 2003年6月 当社取締役
- 2008年6月 当社スポーツ施設サービス事業担当（現任）
- 2011年6月 当社常務取締役
- 2012年6月 セノー株式会社 取締役会長（現任）
- 2013年1月 当社ライフ&ヘルス事業、ライフスタイル営業担当（現任）
- 2013年6月 当社専務取締役
- 2014年10月 当社営業統括担当（現任）
- 2016年6月 当社取締役専務執行役員（現任）
- 2019年4月 当社ワークビジネス事業担当（現任）

取締役候補者とした理由

山本睦朗氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、取締役専務執行役員として、当社グループの国内営業部門を統括する立場から、営業政策の実践や新規領域における事業開発などに成果を残してまいりました。このため、引き続き取締役に適任と判断し、候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

ふくもと
福本

だいすけ
大介

再 任



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1981年 3月 当社入社
- 2001年 4月 当社経理財務部長
- 2003年 6月 当社取締役
当社経理財務担当（現任）
- 2004年 6月 当社リテイル営業担当（現任）
- 2005年 6月 当社ロジスティクス管理担当（現任）
- 2008年 6月 当社情報システム、欧州事業担当（現任）
- 2011年 6月 当社常務取締役
- 2011年12月 MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION 董事長（現任）
- 2013年 6月 当社専務取締役
- 2014年 9月 MIZUNO NORGE AS 取締役会長（現任）
- 2015年10月 当社内部監査担当（現任）
- 2016年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）

■ 生年月日

1957年6月27日

■ 所有する当社株式数

12,775株

取締役候補者とした理由

福本大介氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、取締役専務執行役員として、財務体質の強化や経営効率の向上に尽力してまいりました。加えて、コーポレート・ガバナンスの強化や内部統制システムの構築などにも実績を上げてまいりました。このため、引き続き取締役に適任と判断し、候補者となりました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1971年 4月 清水建設株式会社入社
2002年 6月 同社執行役員
2004年 6月 同社常務執行役員
2006年 4月 同社専務執行役員
2009年 6月 同社取締役専務執行役員
2011年 4月 同社取締役副社長
2015年 6月 当社取締役（現任）

■ 生年月日

1946年7月16日

■ 所有する当社株式数

0株

社外取締役候補者とした理由

小橋鴻三氏は、企業の経営執行に長らく携わってこられ、その豊富な経験や高い見識に基づく提言や助言により、当社の取締役会の活性化に寄与されております。当社グループの企業価値向上には、公平な判断のもと客観的な立場から経営への関与を行っていただきたいと考え、引き続き社外取締役としての役割を期待し、候補者いたしました。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 小橋鴻三氏は、社外取締役候補者であります。

なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。

また、同氏は、当社が定める「社外取締役候補者の選考にあたっての独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないものと判断いたしております。そのため、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、本総会において選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 筒井豊氏および山添俊作氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況 | 取締役会及び 監査等委員会出席回数 |
|-------|-------|-------------------------------|--|
| 1 | 再任 | 山添俊作 社外取締役（監査等委員） | 取締役会 25回/25回（100%） 監査等委員会 14回/14回（100%） |
| | 社外取締役 | | |
| | 独立役員 | | |
| 2 | 新任 | 細川明子 社外取締役（監査等委員） 公認会計士 | |
| | 社外取締役 | | |
| | 独立役員 | | |

**略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1972年 4月 住友不動産株式会社入社
1993年 7月 住友不動産販売株式会社住宅第一営業部長
2001年 6月 同社取締役
2007年 6月 同社取締役常務執行役員
2011年 6月 同社専務執行役員
2013年 6月 同社監査役
2015年 6月 当社取締役
2016年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■ 生年月日
1949年10月22日

■ 所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由

山添俊作氏は、企業の経営執行に長く携わってこられ、その豊富な経験や高い見識に基づく提言や助言により、当社の取締役会の活性化に寄与されております。さらに、当社の監査等委員である社外取締役も務められ、経営執行に対する監査・監督の任を果たしてこられました。引き続き社外取締役として当社の経営執行の健全性確保に寄与していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役の候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山添俊作氏は、社外取締役候補者であります。

なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって5年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。また、同氏は、当社が定める「社外取締役候補者の選考にあたっての独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないものと判断いたしております。そのため、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、本総会において選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

候補者
番号

2

ほそ かわ
細川

あき こ
明子

新

任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1994年 3 月 公認会計士登録
- 2000年 12月 監査法人太田昭和センチュリー大阪事務所（現 E Y 新日本有限責任監査法人）退職
- 2002年 8 月 株式会社総医研ホールディングス 社外監査役（現任）
- 2019年 6 月 神戸市 監査委員（現任）

■ 生年月日

1963年10月16日

■ 所有する当社株式数

0株

社外取締役候補者とした理由

細川明子氏は、公認会計士としての経験及び幅広い見識から、取締役会に対し有益な助言や提言を行っていただくとともに、経営執行に対して主に企業財務や会計に関する見地から客観的かつ中立的な監査をしていただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役の候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 細川明子氏は、社外取締役候補者であります。

また、同氏は、当社が定める「社外取締役候補者の選考にあたっての独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないものと判断いたしております。そのため、本総会において選任された場合、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。
候補者は次のとおりであります。

いとう よしあき
伊藤 嘉章

補欠の監査等委員である社外取締役



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1990年3月 公認会計士登録
- 2014年6月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）退職
- 2015年3月 内外トランスライン株式会社 社外取締役（現任）
- 2015年6月 当社補欠監査役
- 2016年6月 当社補欠の監査等委員である取締役（現任）

■ 生年月日
1953年6月20日

■ 所有する当社株式数
0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

伊藤嘉章氏は、公認会計士としての経験及び幅広い見識から、取締役会に対し有益な助言や提言を行っていただくとともに、経営執行に対して主に企業財務や会計に関する見地から客観的かつ中立的な監査をしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者とするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤嘉章氏は、監査等委員である社外取締役の補欠としての候補者であります。
また、同氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないものと判断いたしております。そのため、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出る予定であります。

以上

【ご参考】

社外取締役候補者の選考にあたっての独立性に関する基準及び方針

当社は、社外取締役候補者を選考するにあたって、その独立性の基準を定めております。独立社外取締役として、一般の株主と利益相反が生じないことを最優先の要件とし、下記の属性に該当する者は、選考から除外することとしております。

- (1) 当社グループの取締役、監査役、執行役員または社員であった者
- (2) 当社グループの主要な取引先、もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
※「主要な取引先」とは、年間の取引金額が、当社グループの連結売上高の5%以上である取引先をいいます。
また、「業務執行者」とは、取締役、執行役及び執行役員、並びにそれらに準ずる者をいいます。
(以下、同じ。)
- (3) 当社グループを主要な取引先とする会社等、もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
※「当社グループを主要な取引先とする会社等」とは、年間の取引金額が、当該会社等の連結売上高の5%以上である取引関係先をいいます。
- (4) 当社の大株主（直接保有、間接保有にかかわらず、総株主の議決権の10%以上の議決権を保有）もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
- (5) 当社グループから、役員報酬を除き、年間1千万円以上の金銭等（寄付を含む）を受け取っている者、または過去に受け取っていた者
- (6) 上記各項目の配偶者または2親等以内の親族

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が継続していたものの、第4四半期連結会計期間に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、景気が大幅に下押しされる厳しい状況でした。世界経済も鈍化しつつも緩やかに成長していましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により経済活動が抑制され、急激に減速しました。この厳しい状況は国内外とも継続すると見込まれています。

このような状況の中、当社グループは、欧米でゴルフ品販売が好調だったものの、主力である国内市場において競技人口の減少や競争激化、暖冬により秋冬物ウエアの販売が苦戦したことなどにより、減収となりました。利益も、中国で事業構造改善により効率化が進んだことで経費が削減されたものの、販売の減少を補えず減益となりました。

これらの結果、当社グループの経営成績は、売上高は83億6千6百万円減収（前年同期比4.7%減）の1,697億4千2百万円となりました。営業利益は、経費削減効果があったものの減収による売上総利益の減少を補えず、13億5千9百万円減益（前年同期比17.8%減）の62億6千3百万円となりました。経常利益は、営業利益の減少や為替差損の計上などにより、16億4千4百万円減益（前年同期比21.3%減）の60億7千2百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、13億7千9百万円減益（前年同期比23.0%減）の46億2千5百万円となりました。

| | | | |
|------|----------------------------|-----------------|--------------------------|
| 売上高 | 1,697 億円 (前年同期比 4.7 %減) | 営業利益 | 62 億円 (前年同期比 17.8 %減) |
| 経常利益 | 60 億円 (前年同期比 21.3 %減) | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 46 億円 (前年同期比 23.0 %減) |

セグメント（地域別）の業績は以下のとおりであります。

日本

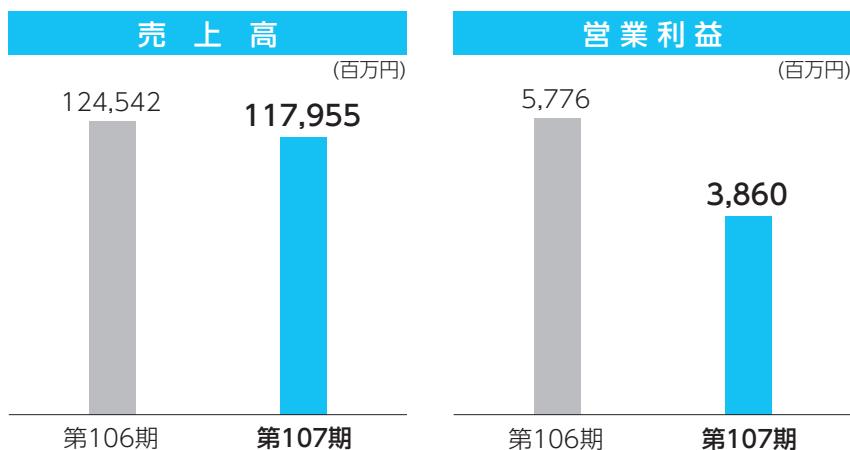
売上高

117,955百万円
(前年同期比5.3%減)

地域別売上高
69.5%

日本は、自治体の指定管理施設の運営や工事、体育器具の販売を行うスポーツ施設サービス事業が、体育館設備の納品や指定管理施設物件の増加により好調に推移しました。また、当連結会計年度より専門部署を立ち上げ注力しているワークビジネスも好調を維持しました。他方、野球やゴルフ、サッカーといったスポーツ品販売事業は、少子化による競技人口の減少などにより、単価が高額な秋冬物ウエアは暖冬により販売は苦戦しました。また、連結会計年度末に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、得意先店舗や自社直営店舗で営業を自粛したことや、不要不急の外出を控える動きにより、店頭販売が著しく落ち込みました。

この結果、売上高は65億8千7百万円減収（前年同期比5.3%減）の1,179億5千5百万円、営業利益は19億1千5百万円減益（前年同期比33.2%減）の38億6千万円となりました。



欧州

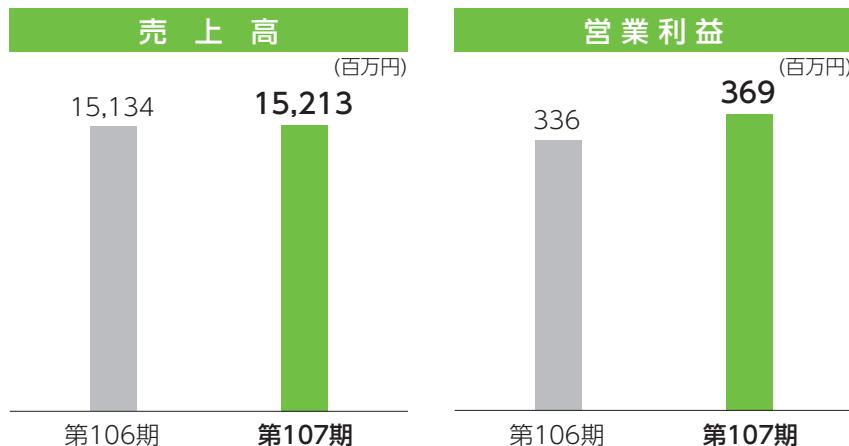
売上高

15,213百万円
(前年同期比0.5%増)



欧州は、主力のゴルフクラブとランニングシューズ、インドアシューズの販売が好調に推移し、増収となりました。欧州各国通貨の下落により仕入コストは上昇しましたが、営業利益は増益を確保しました。

この結果、売上高は7千8百万円増収（前年同期比0.5%増）の152億1千3百万円、営業利益は3千2百万円増益（前年同期比9.6%増）の3億6千9百万円となりました。



なお、当連結会計年度における欧州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

英ポンド：138.51円（前年同期 145.63円）、ユーロ（欧州支店）：121.13円（前年同期 128.41円）、ユーロ（子会社）：122.53円（前年同期 130.36円）、ノルウェー・クローネ：12.44円（前年同期 13.52円）

米州

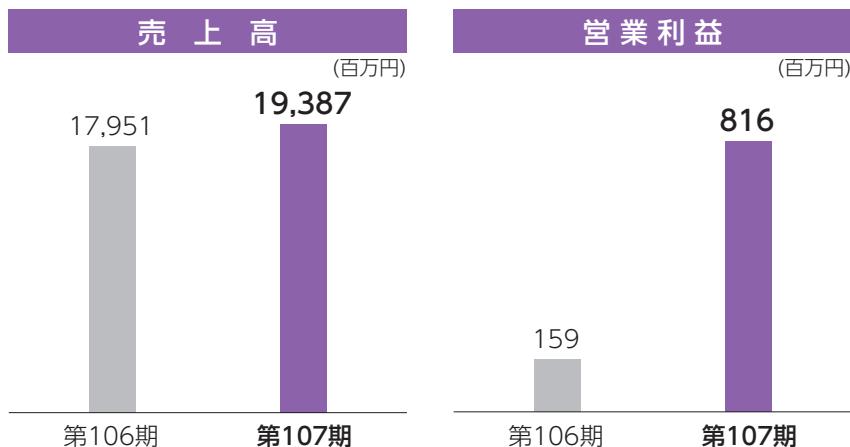
売上高

19,387 百万円
(前年同期比8.0%増)



米州は、主力のゴルフクラブやランニングシューズ、当連結会計年度より開始したゴルフボールの販売が好調に推移し、増収となりました。加えて、前期に実施した事業構造改革により利益体質を一層強化したことから、営業利益は大幅な増益となりました。

この結果、売上高は14億3千5百万円増収（前年同期比8.0%増）の193億8千7百万円、営業利益は6億5千6百万円増益（前年同期比410.7%増）の8億1千6百万円となりました。



なお、当連結会計年度における米州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

米ドル：109.37円（前年同期 110.53円）、カナダドル：82.35円（前年同期 85.23円）

アジア・オセアニア

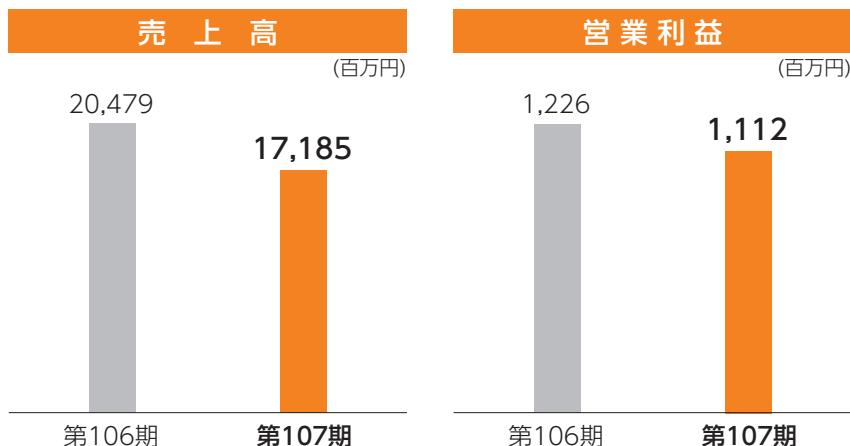
売上高

17,185百万円
(前年同期比16.1%減)



アジア・オセアニアの業績は、台湾やオーストラリアなどが増収でしたが、前期に実施した事業構造改善による中国のリテール販売事業の縮小と、韓国での日本製品の不買運動の影響により減収となりました。損益は、中国の事業構造改善が貢献したものの、減収による売上総利益の減少を補えず減益となりました。

この結果、売上高は32億9千4百万円減収（前年同期比16.1%減）の171億8千5百万円、営業利益は1億1千4百万円減益（前年同期比9.3%減）の11億1千2百万円となりました。



なお、当連結会計年度におけるアジア・オセアニア各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

台湾ドル：3.55円（前年同期 3.67円）、香港ドル：13.96円（前年同期 14.11円）、中国元：15.85円（前年同期 16.69円）、豪ドル：76.12円（前年同期 82.55円）、韓国ウォン（100ウォンあたり）：9.43円（前年同期 10.06円）、米ドル（シンガポール）：109.37円（前年同期 110.53円）

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は30億5千6百万円となりました。設備投資の主な内容は、既存設備の維持・更新であります。

設備資金や運転資金の資金需要に対しましては、主に営業活動によるキャッシュ・フローによる収入により充ちいたしました。

なお、当連結会計年度末における長短借入金の残高は、前連結会計年度末と比べ35億6千4百万円減少し、169億6千1百万円となりました。

3. 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の収束時期が見通せない状況で、景気低迷・需要減少が相当の期間続くことが懸念されています。特にスポーツの世界におきましては、大規模イベントの自粛要請を受け、様々なスポーツの活動、大会、イベントなどを休止せざるを得ない状況を余儀なくされており、当社グループを取り巻く経営環境も不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の下、当社グループとしましては、まずは従業員ならびにステークホルダーの皆様の感染リスク対策や安全・安心な職場環境づくりに最善を尽くすとともに、不要・不急なコストの削減、可能な限りの在庫抑制などに努めてまいります。

一方で、この感染の収束後には、スポーツの持つ力が、再び人々に勇気と感動を与え、人々の生活が豊かで健康なものになることに貢献する日々が来るものと信じております。その日に備え、当社グループは、製品・サービスの研究開発・品質向上に、より一層取り組んでまいります。

さらに、持続可能な社会の実現に向け、当社グループは、2020年度からの新長期経営方針にSDGs（持続可能な開発目標）の要素を取り入れました。シニア世代の運動機能維持や子どもの運動能力向上に寄与する運動プログラムの開発、環境負荷や人体への影響の少ない材料・製品の開発など当社グループのビジネス資産を生かしたイノベーションを実現し、我々の全ての事業が目標達成に寄与することで、企業価値向上と成長を目指してまいります。

4. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | | 第104期 (2017年3月期) | 第105期 (2018年3月期) | 第106期 (2019年3月期) | 第107期 (2020年3月期) |
|---------------------|-------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上高 | (百万円) | 188,718 | 185,399 | 178,108 | 169,742 |
| 経常利益 | (百万円) | 1,529 | 8,106 | 7,717 | 6,072 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | (百万円) | 710 | 4,878 | 6,005 | 4,625 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 28.12 | 193.02 | 237.05 | 181.95 |
| 総資産 | (百万円) | 155,747 | 156,439 | 155,593 | 154,378 |
| 純資産 | (百万円) | 88,518 | 92,053 | 96,405 | 99,255 |
| 1株当たり純資産 | (円) | 3,489.59 | 3,628.89 | 3,784.53 | 3,883.15 |
| ROA | (%) | 1.1 | 5.3 | 5.1 | 4.2 |
| ROE | (%) | 0.8 | 5.4 | 6.4 | 4.7 |

- (注) 1. 当社は、2017年6月23日開催の第104回定時株主総会決議に基づき、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は当該株式併合が第104期の期首に行われたと仮定して算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第106期の期首から適用しており、第104期及び第105期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後のものとなっております。

売上高



経常利益



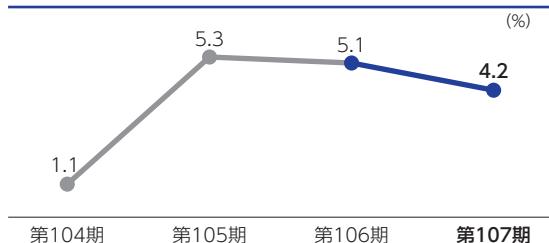
親会社株主に帰属する当期純利益



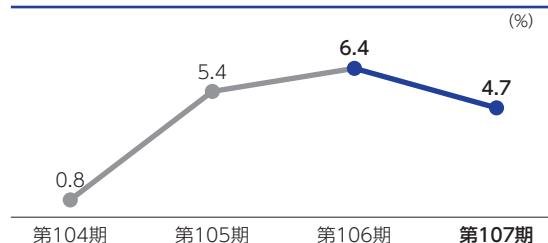
1株当たり当期純利益



ROA



ROE



5. 重要な親会社及び子会社等の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|---------------------------------------|------------------|----------|-----------------|
| ミズノテクニクス株式会社 | 100百万円 | 100 | スポーツ品の製造・販売 |
| ミズノスポーツサービス株式会社 | 10百万円 | 100 | スポーツ施設の運営 |
| 株式会社ミズノアベール | 20百万円 | 100 | グループ向け各種役務の提供 |
| セノー株式会社 | 200百万円 | 100 | スポーツ施設機器の製造・販売 |
| 株式会社セノテック | 10百万円 | (100) | スポーツ施設機器の製造 |
| セノーメンテナンスサービス株式会社 | 10百万円 | (100) | スポーツ施設機器の保守・組立等 |
| MIZUNO USA, INC. | 65,000千米ドル | 100 | スポーツ品の製造・販売 |
| MIZUNO CANADA LTD. | 500千加ドル | 100 | スポーツ品の販売 |
| MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION | 45,000千NTドル | 80 | スポーツ品の販売 |
| MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD. | 2,392千HKドル | 100 | スポーツ品の生産管理 |
| SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. | 49,800千米ドル | 100 | スポーツ品の製造・販売 |
| MIZUNO CORPORATION AUSTRALIA PTY,LTD. | 2,500千豪ドル | 100 | スポーツ品の販売 |
| MIZUNO ITALIA S.R.L. | 500千ユーロ | 100 | スポーツ品の販売 |
| MIZUNO IBERIA, S.L. | 3千ユーロ | 100 | スポーツ品の販売 |
| MIZUNO KOREA LTD. | 1,100百万ウォン | 100 | スポーツ品の販売 |
| MIZUNO SINGAPORE PTE.LTD. | 3,000千米ドル | 100 | スポーツ品の販売 |
| MIZUNO NORGE AS | 30千ノルウェー クローネ | 100 | スポーツ品の販売 |

(注) 「出資比率 (%)」欄の括弧内の内書は間接所有割合を示しております。

6. 主要な事業内容

法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載しております。

7. 主要な営業所

法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載しております。

8. 従業員の状況

法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載しております。

9. 主要な借入先の状況

法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載しております。

2 会社の株式に関する事項

| | | |
|-------------|------|-------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 普通株式 | 59,200,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 普通株式 | 26,578,243株 |
| 3. 株主数 | | 17,195名 (前期末比 519名増) |

4. 大株主

| 株主名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--|-------------|-------------|
| 公益財団法人ミズノスポーツ振興財団 | 4,347 | 17.02 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 2,165 | 8.47 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 1,032 | 4.04 |
| 株式会社三井住友銀行 | 930 | 3.64 |
| 日本生命保険相互会社 | 684 | 2.67 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 676 | 2.64 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY | 615 | 2.41 |
| 美津濃従業員持株会 | 606 | 2.37 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON | 489 | 1.91 |
| J.P. MORGAN CHASE BANK | 487 | 1.90 |

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

2. 当社は、自己株式1,038,762株を保有しておりますが、大株主から除外しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------|----------|---|
| 代表取締役社長 | 水野 明人 | |
| 代表取締役 | 加藤 昌治 | 専務執行役員 総合企画、人事総務、法務、アジア・オセアニア事業 担当 |
| 取締役 | 山本 睦朗 | 専務執行役員 ライフ&ヘルス事業、ライフスタイル営業、 ワークビジネス事業、スポーツ施設サービス事業、営業統括 担当 セノー株式会社 取締役会長 |
| 取締役 | 福本 大介 | 専務執行役員 経理財務、情報システム、リテイル営業、ロジスティクス管理、 欧州事業、内部監査、DTC推進 担当 MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION 董事長 MIZUNO NORGE AS 取締役会長 |
| 社外取締役 | 小橋 鴻三 | |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 内田 広 | |
| 社外取締役 (監査等委員) | 筒井 豊 弁護士 | |
| 社外取締役 (監査等委員) | 山添 俊作 | |

- (注) 1. 取締役のうち、小橋鴻三氏、筒井豊氏及び山添俊作氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員を除く）や執行役員との適宜意見交換、主要な会議出席による情報取得、内部統制部門との日常的な連携などを実践すべく、内田広氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）浜田康宏氏は、2019年6月20日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

【ご参考】 執行役員の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------|-----------|--|
| 常務執行役員 | 鶴 岡 秀 樹 | コンペティションスポーツ事業、ブランドマーケティング担当 |
| 常務執行役員 | 七 條 毅 | グローバルフットウェアプロダクト、グローバルアパレルプロダクト、グローバルブランド開発、南米事業担当 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. 董事長 |
| 執行役員 | 久 保 田 憲 史 | ダイヤモンドスポーツ事業、グローバル研究開発、品質保証、グローバルイックイップメントプロダクト担当 |
| 執行役員 | 佐 野 治 | ゴルフ事業部、北米事業担当 MIZUNO USA, INC. 取締役社長/CEO |
| 執行役員 | 中 島 隆 雄 | スポーツ営業担当 |

(注) 取締役を兼務する者を除いております。

2. 取締役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等の額 |
|----------------------------|------------|--------------------|
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 5名 (1名) | 191百万円 (7百万円) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 4名 (2名) | 32百万円 (14百万円) |
| 合計 （うち社外取締役） | 9名 (3名) | 223百万円 (21百万円) |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第103回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役に對しては年額3千万円以内）と決議されております。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年6月21日開催の第105回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の譲渡制限付株式報酬額として、年額8千万円以内と決議されております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第103回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議されております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与引当額23百万円、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額2百万円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

| 地位 | 氏名 | 重要な兼職の状況等 |
|----------------|--------|---------------------------------------|
| 取締役 | 小橋 鴻 三 | 重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。 |
| 取締役 (監査等委員) | 筒井 豊 | 弁護士 重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。 |
| 取締役 (監査等委員) | 山添 俊作 | 重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。 |

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 地位 | 氏名 | 主な活動状況等 |
|----------------|--------|---|
| 取締役 | 小橋 鴻 三 | 当事業年度に開催された取締役会（全25回）に全回出席いたしました。その際、企業経営経験者として豊富な知見に基づき、また一般株主の視点から提言や意見表明を行いました。 |
| 取締役 (監査等委員) | 筒井 豊 | 当事業年度に開催された取締役会（全25回）に全回出席いたしました。また、監査等委員会（全14回）に全回出席いたしました。その際、弁護士としての専門的見地に基づき、取締役の執行及び取締役会の意思決定に対し、主に適法性の観点から意見表明を行いました。 |
| 取締役 (監査等委員) | 山添 俊作 | 当事業年度に開催された取締役会（全25回）に全回出席いたしました。また、監査等委員会（全14回）に全回出席いたしました。その際、企業経営経験者として豊富な知見に基づき、また一般株主の視点から提言や意見表明を行いました。 |

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第31条に設けておりますが、いずれの社外取締役とも責任限定契約を締結しておりません。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

| 区 分 | 報酬等の額 |
|---------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 50百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の額について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務遂行状況や報酬額見積りの算定根拠等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 重要な子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会の決定により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、妥当性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、独自の評価基準に照らして毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第40条に設けておりますが、EY新日本有限責任監査法人と責任限定契約は締結しておりません。

5 会社の体制及び方針並びに運用状況

法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
ただし、百分率は表示桁未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 95,742 | 流動負債 | 38,349 |
| 現金及び預金 | 16,956 | 支払手形及び買掛金 | 16,600 |
| 受取手形及び売掛金 | 39,210 | 短期借入金 | 7,630 |
| 商品及び製品 | 32,097 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,000 |
| 仕掛品 | 637 | 未払金及び未払費用 | 9,896 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,766 | 未払法人税等 | 879 |
| その他 | 4,572 | 返品調整引当金 | 431 |
| 貸倒引当金 | △499 | 役員賞与引当金 | 23 |
| | | その他 | 1,886 |
| 固定資産 | 58,635 | 固定負債 | 16,773 |
| 有形固定資産 | 35,640 | 長期借入金 | 8,331 |
| 建物及び構築物 | 16,529 | 繰延税金負債 | 1,823 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,102 | 再評価に係る繰延税金負債 | 2,296 |
| 土地 | 15,985 | 債務保証損失引当金 | 76 |
| 建設仮勘定 | 48 | 退職給付に係る負債 | 508 |
| その他 | 1,974 | 長期預り保証金 | 2,367 |
| 無形固定資産 | 8,439 | 資産除去債務 | 266 |
| のれん | 2,008 | その他 | 1,103 |
| その他 | 6,430 | 負債合計 | 55,122 |
| 投資その他の資産 | 14,555 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 5,712 | 株主資本 | 97,111 |
| 長期貸付金 | 284 | 資本金 | 26,137 |
| 繰延税金資産 | 4,579 | 資本剰余金 | 31,821 |
| 退職給付に係る資産 | 2,000 | 利益剰余金 | 41,311 |
| その他 | 2,487 | 自己株式 | △2,158 |
| 貸倒引当金 | △510 | その他の包括利益累計額 | 1,771 |
| 資産合計 | 154,378 | その他有価証券評価差額金 | 1,315 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 224 |
| | | 土地再評価差額金 | 29 |
| | | 為替換算調整勘定 | 797 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △594 |
| | | 非支配株主持分 | 372 |
| | | 純資産合計 | 99,255 |
| | | 負債純資産合計 | 154,378 |

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科目 | 金額 | |
|------------------------|-------|----------------|
| 売上高 | | 169,742 |
| 売上原価 | | 100,707 |
| 売上総利益 | | 69,035 |
| 販売費及び一般管理費 | | 62,771 |
| 営業利益 | | 6,263 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 125 | |
| 受取配当金 | 190 | |
| 受取手数料 | 36 | |
| 受取保険金 | 161 | |
| その他 | 244 | 758 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 218 | |
| 売上割引 | 235 | |
| 為替差損 | 345 | |
| その他 | 149 | 949 |
| 経常利益 | | 6,072 |
| 特別利益 | | |
| 退職給付制度改定益 | 177 | |
| 固定資産売却益 | 6 | |
| 投資有価証券売却益 | 28 | 212 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 1 | |
| 固定資産除却損 | 224 | |
| 減損損失 | 7 | |
| 投資有価証券評価損 | 91 | |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 76 | 401 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 5,883 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,330 | |
| 法人税等調整額 | △143 | 1,187 |
| 当期純利益 | | 4,696 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 70 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 4,625 |

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 61,996 | 流動負債 | 26,677 |
| 現金及び預金 | 8,766 | 支払手形及び買掛金 | 12,007 |
| 受取手形及び売掛金 | 25,972 | 短期借入金 | 5,098 |
| 商品 | 20,436 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,000 |
| その他 | 7,073 | 未払金及び未払費用 | 7,108 |
| 貸倒引当金 | △253 | 未払法人税等 | 347 |
| 固定資産 | 65,370 | 前受金 | 245 |
| 有形固定資産 | 26,012 | 返品調整引当金 | 212 |
| 建物及び構築物 | 12,974 | 役員賞与引当金 | 23 |
| 工具、器具及び備品 | 239 | その他 | 634 |
| 土地 | 11,656 | 固定負債 | 21,925 |
| その他 | 1,141 | 長期借入金 | 17,181 |
| 無形固定資産 | 3,216 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,670 |
| ソフトウェア | 1,802 | 債務保証損失引当金 | 76 |
| その他 | 1,414 | 退職給付引当金 | 120 |
| 投資その他の資産 | 36,140 | 長期預り保証金 | 2,206 |
| 投資有価証券 | 5,545 | 資産除去債務 | 92 |
| 関係会社株式 | 21,270 | その他 | 577 |
| 繰延税金資産 | 2,054 | 負債合計 | 48,602 |
| 前払年金費用 | 3,616 | (純資産の部) | |
| その他 | 4,160 | 株主資本 | 77,177 |
| 貸倒引当金 | △505 | 資本金 | 26,137 |
| 資産合計 | 127,366 | 資本剰余金 | 31,816 |
| | | 資本準備金 | 22,454 |
| | | その他資本剰余金 | 9,362 |
| | | 利益剰余金 | 21,382 |
| | | その他利益剰余金 | 21,382 |
| | | 別途積立金 | 10,900 |
| | | 繰越利益剰余金 | 10,482 |
| | | 自己株式 | △2,158 |
| | | 評価・換算差額等 | 1,586 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,315 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 242 |
| | | 土地再評価差額金 | 29 |
| | | 純資産合計 | 78,763 |
| | | 負債純資産合計 | 127,366 |

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 117,533 |
| 売上原価 | | 71,754 |
| 売上総利益 | | 45,778 |
| 販売費及び一般管理費 | | 43,621 |
| 営業利益 | | 2,156 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 72 | |
| 有価証券利息 | 5 | |
| 受取配当金 | 1,172 | |
| 受取手数料 | 35 | |
| 受取保険金 | 161 | |
| その他 | 96 | 1,544 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 115 | |
| 売上割引 | 212 | |
| 為替差損 | 348 | |
| その他 | 26 | 703 |
| 経常利益 | | 2,997 |
| 特別利益 | | |
| 退職給付制度改定益 | 63 | |
| 投資有価証券売却益 | 28 | 92 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 202 | |
| 減損損失 | 7 | |
| 投資有価証券評価損 | 87 | |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 76 | 373 |
| 税引前当期純利益 | | 2,716 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 294 | |
| 法人税等調整額 | 498 | 793 |
| 当期純利益 | | 1,922 |

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

美津濃株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増田 豊 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美津濃株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美津濃株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

美津濃株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚弥 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美津濃株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部統制システム及びリスクマネジメント体制の整備・運用状況を重点項目に設定し、会社の内部監査推進担当部門と連携して監査を実施し、取締役及び執行役員・使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 取締役会、執行役員会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員・使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会、経営会議等に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査報告ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

美津濃株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 内田 広 ㊟
監査等委員 筒井 豊 ㊟
監査等委員 山添 俊作 ㊟

(注) 監査等委員 筒井豊及び山添俊作は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

Topics

新研究開発拠点を設立し、 スポーツによる社会イノベーションを創出



スポーツによる社会イノベーション創出を目指した新研究開発拠点を当社大阪本社（大阪市住之江区）敷地内に設立します。2022年度中の完成予定です。スポーツの定義を競技シーンだけでなく、日常生活シーンにおける身体活動にも拡大し、スポーツの力で社会課題を解決する社会イノベーション創出を目指した施設です。アスリートに加えて幅広い世代の日常生活における生体・運動データや、これまで困難とされてきた人の“こころの動き”なども研究します。さらに、脳科学や人間工学などの外部研究機関の知見を積極的に融合することで、アスリートのさらなるパフォーマンス向上と生活者のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）を向上させる商品・サービス・場を開発します。

ミズノの研究開発

1906年創業以来、スポーツの価値を活用した商品やサービスを開発してきました。1938年には業界に先がけて、創業者 水野利八がセレクト科学研究所（現 研究開発部）を設置し、材料開発やアスリートの“動き”を測定・解析することで、アスリートのパフォーマンスを高めるためのイノベーションを創出してきました。さらに、近年はスポーツ品のみならず、運動プログラム開発やスポーツをする場づくりにも力を入れています。

「MIZUNO TOKYO」オープン

～新たにグローバルフラッグシップストアとしてリニューアル～



東京都神田小川町エリアにある「エスポーツミズノ（東京店）」を、「MIZUNO TOKYO（ミズノトウキョウ）」に店舗名を改め、リニューアルオープンしました。

“スポーツ店街”としても知られる神田小川町周辺は、国内外からコアなスポーツファンが集まり、また多くのビジネスパーソンが働くエリアです。

「MIZUNO TOKYO」は、“REBORN＝生まれ変わる”をテーマに、新たにグローバルフラッグシップストアとして、スポーツシーンからライフスタイルまでのプロダクト提案だけでなく、国内外からのお客様一人ひとりのニーズに合わせてミズノならではのサービスを展開します。また、2階にカフェ「STREAMER ESPRESSO（ストリーマーエスプレッソ）」のオープンや8階ホールで体験イベントを開催するなど、新規顧客をターゲットにした施策も強化していきます。

SDGsへの取り組み

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ミズノは「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に貢献します

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に立ち、「スポーツの力を活用して社会課題を解決するスポーツSDGs」の達成への貢献を目指し、事業を推進しています。2019年12月、スポーツ・フォー・トゥモロー（日本政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業）の認定事業の中から、当社グループが特にロールモデルとなる取り組みを実施していると評価され、スポーツ庁長官感謝状を受章しました。また、外務省の「SDGsの達成に貢献する企業」に認定され、外務省のホームページに掲載されています。

ビジネス資産を生かしたイノベーションにより、社会課題の解決を起点とした新たなSDGsビジネスの創出を今後さらに加速させていきます。

ダイヤモンドスポーツ事業

Diamond-sports Division

高い技術力で、プレーヤーの視点に立った
商品開発・サポートを実現していきます。



デザインプリントオーダーアパレル

野球ユニフォームなどアパレルのデザインバリエーションが広がるデザインプリントオーダーシステムを開発しました。その高いデザイン性と風合いの良さで人気の昇華プリントをリーズナブルな価格でしかも短納期で対応できるようになりました。チームウェアをオリジナルデザイン、オリジナルマークまで作ることができるので、よりチームスピリットが高まり、より楽しくプレーすることができます。

足もとも暑さ対策「白スパイク」

これまで黒一色だった高校野球公式試合でのスパイクについて、2019年に「白スパイク」解禁が発表されました。これは夏場の強い日差しのもとでの試合や練習を考慮してのことです。この措置に対応した白スパイク5タイプを展開し、高校球児たちの注目を集めています。



～プロの捕球フィーリングを～ [5DNA TECHNOLOGY]

一流選手の使用済みグラブを解析し、その結果からのアプローチによって、使い込むにつれてその理想の型へと近づくグラブが完成しました。ポジション、捕球ポケットの位置に応じた理想の型が、プロのフィーリングを実現しました。

特殊仕様の「ベロ、ハミダシ、革」によって、使い込むだけでおのずと理想の型に近づく全く新しいコンセプトのグラブです。



コンペティションスポーツ事業

Competition Sports Division

トップアスリートのサポートを通じて
「競技」ブランドの地位を高めます。

「MORELIA II JAPAN」発売

モレリアスパイク誕生から35周年を記念して、
「MORELIA II JAPAN」を発売しました。

モレリアは1985年にデビューして以来、“軽量・柔軟・素足感覚”という変わらないコンセプトの基、長年多くのプレーヤーを支えてきたミズノフットボールを象徴するモデルです。



「TECH FEATHER 03」

人工の羽根16本を使った合成球として初めて公益財団法人日本バドミントン協会の大会公認球*となった、人工羽根バドミントンシャトル「TECH FEATHER 03」を発売しました。

ミズノでは水鳥の羽根を使った天然素材に置き換わる人工羽根の開発を長年進めてきましたが、「TECH FEATHER 03」はより天然シャトルに近い飛翔性能を実現できました。



*2020年度検定審査合格品

「GX・SONIC V」発売

国際水泳連盟(FINA)承認の競泳用水着「GX・SONIC V」を発売しました。

「GX」シリーズは、水の抵抗が少なく推進効率が良いフラットな姿勢を追求した「フラットスイム」をコンセプトとした競泳日本代表選手使用率No.1*の競泳用水着です。2011年の発売以来、国内累計約13万枚を販売しています。

*2013年~2019年の競泳日本代表選手(出場種目数ベース)の使用率(ミズノ調べ)



ライフ&ヘルス事業

Life & Health Division

スポーツシーンで培ったノウハウを生かしたモノ作りで、健康で快適な生活をサポートしていきます。

「YOUDO」膝がラクする優しいシューズ

年齢を重ねるにつれてひざに不安を感じる方が多くなり、長く歩く事が負担になってきます。

アスリートたちの足元を支えてきたシューズ開発の技術に、医学の専門家による高度な知見をプラスして、日本人の歩行メカニズムにあわせた機能を実現。歩行時のひざの内側への負荷を軽減する「ひざ優導ソール」を開発しました。歩行時に自然と体重が内側にかかる事でひざにかかる負担を軽減します。



「ながら運動」の輪を広げる

日常の何気ない動作や時間を簡単な運動に変えて、運動不足の解消を目指す「ながら運動100」。この楽しい「ながら運動」が健康経営を目指す企業様から注目を集めています。ベースとなるながら運動の講習会はもちろん、「本田技研工業株式会社様」のように自分の会社によりマッチしたオリジナル版にするなど、楽しい試みが広がっています。



ヘルシーインテリアが大人気

「リビングに馴染むデザインで自然と続けられるトレーニングツール」をコンセプトに腹筋や二の腕の筋トレグッズを展開している中、スクワットによって太ももとお尻の筋肉を鍛える「ル・プリエスクワット」が大人気です。すでにシリーズで累計10万台を突破しています。人気の秘密はシックな丸椅子風の姿と簡単さ。家事の合間にあるいはテレビを見ながら、と時を選びません。当社ではこのようなヘルシーインテリアのアイテムを広げていきます。



ワークビジネス事業

Work Business Division

「働く人を笑顔に、会社を元気に。」をコンセプトに課題を解決する商品を提案していきます。



ワークシューズ

スポーツシューズやウォーキングシューズのノウハウを活用し、「履き心地」「耐久性」「安全性」を備えた企画・開発を進めています。「JSA A種公認」の先芯入りのプロテクティブスニーカーとして、運輸、建設、工場、など幅広い業種で愛用されています。今春には、「MIZUNO FORM WAVE」を搭載した「オールマイティHW」を発売し、現在17種類のシューズを展開中です。今後、更に対応業種の幅を拡げ、様々な働く人への提案を続けていきます。

ワークアパレル

既製のデザイン・素材・機能のアパレルを展開しています。今期はスポーツの知見を活かした商品だけでなく、猛暑対策品の「エアリージャケット(ファン付作業服)」、防寒対策品の「テックシールドジャケット」等、過酷な労働環境に合わせた提案にも取り組み、高い評価を受けました。オリジナルユニフォームも積極的に提案し、多数の企業様にご採用いただけました。今後も働き方改革の一助となる商品企画・開発を継続していきます。



メディカル

医療・介護関連への事業としてメディカルシューズとアパレルを展開しています。今春にはメディカルシューズ第2弾を発売、より多くの医療・介護現場の方に対応出来るラインアップにしました。また、2020年6月には不衛生たんぱく質を分解する「ハイドロ銀チタン」素材や、スポーツで培った「ダイナモーションフィット設計」を搭載したスクラブ・パンツを発売し、事業拡大を目指します。



ゴルフ事業

Golf Division

フィッティングとクラフトマンシップによって
ゴルフ愛好家の皆様に支持されています。

MIZUNOの世界戦略 STシリーズ発売

飛びの3要素を徹底追求したグローバル戦略モデル「STシリーズ」を発売しました。

やさしく打てる、やさしく飛ばせる、高初速×低スピン「ST200X」ドライバー、安心して叩ける、力強く飛ばせる、高初速×低スピン「ST200」ドライバーの2モデルです。

打球部に反発性の高い素材のβチタン合金（2041Ti）を使用することにより、高い反発性能を発揮し、クラウン部をカーボンにすることにより高弾道・低スピンを生み出します。



「JPX 200X」発売

STシリーズドライバーと同時に「JPX 200X」アイアンも発売しました。

日本のトレンドに合わせた軽量・長尺・ストロングロフトの飛び系アイアンです。

7番アイアンのロフト角を26度(Mizuno Pro120は34度)に設計し、フェース素材にクロムモリブデン鋼を採用、フェース部裏側の打球部周辺部を薄肉化することにより高い反発性能を実現します。



ミズノゴルフスタジオ 3店舗新規オープン

ゴルフのレッスン・練習・クラブ選びをトータルでサポートするゴルフスクール インドア直営会場「ミズノゴルフスタジオ」を新規に3店舗（新栄町店 [名古屋市東区]、大曾根店 [名古屋市北区]、心斎橋店 [大阪市中央区]）オープンしました。

ミズノゴルフスタジオでは、スクール開設から30年以上の歴史の中で培ったノウハウでお客様の上達をサポートするミズノゴルフスクールを開講しており、お客様の充実したゴルフライフの実現に貢献していきます。



スポーツ施設サービス事業

Sports Facilities & Service Division

さまざまなニーズに応えるスポーツプログラムを通じて「場」の提供に貢献します。

スポーツサーフェイス材の拡販

スポーツサーフェイス材の拡販に注力しており、今後開催される国体会場や国際大会会場施設にも採用されました。2020年鹿児島国体会場である県立鴨池補助競技場の陸上トラックに「グラントラックR」が、また、来年に延期された国際大会の「野球/ソフトボール会場」となる福島県・あづま総合運動公園野球場には「MS CRAFT ベースボールターフ」が採用され、ミズノのスポーツサーフェイスがアスリートを足もとから支えます。



子どもの体力向上の取組み

令和元年度スポーツ庁委託事業「子供の運動習慣アップ支援事業」を受託しました。日常的に子どもに接する機会が多い幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対しプレイリーダーの育成を実践形式で行いました。センシング技術を活用し、運動遊びのときの子どもの身体活動量及び身体活動の質の評価を目的にデータの収集と可視化を行いました。

今後もミズノプレイリーダーは、子どもの体力・運動能力に関する課題や運動遊びの普及と拡大を目指して取り組んでいきます。



「カラダ100年プロジェクト」進行中

セノー株式会社では100歳まで生きることが普通となる超高齢化時代に向けて、多くの人が老いに負けず、一生を自分の足で歩き、自立した日常生活を送れるよう「カラダ100年プロジェクト」を推進中です。

長年培ってきたスポーツ科学から生みだされる独自の手法により、人々の健康寿命をのばしていくための新しい取り組みを推進していきます。「生涯自分の足で歩けるカラダへ」それを叶えるための解決策を考えていきます。




アンケートにご協力ください。

当社では今後の参考とさせていただくため、インターネットによる議決権行使をしていただきました株主の皆様を対象としたアンケートを実施しております。ご回答いただきました株主様の中から**抽選で100名様に「当社オンラインショップお買い物ポイント10,000円分」、**もしくは**「VISAギフトカード3,000円分」**をプレゼントいたします(アンケートでご選択いただきます)。



当社オンラインショップ
お買い物ポイント **10,000円分**



VISAギフトカード **3,000円分**

- ※アンケートのご回答期限は、**2020年6月23日(火)午後6時まで**とさせていただきます。
- ※当選された株主様へは、2020年7月中旬にポイント付与、またはギフトカード発送予定です。
- ※当選者の発表はポイントの付与、またはギフトカードの発送をもってかえさせていただきます。
- ※本通知をご覧ください前に書面で議決権を行使された株主様におかれましても、インターネットによる議決権を行使して、アンケートにご協力いただけましたらプレゼントの対象とさせていただきます。

アンケートはインターネットによる議決権行使の画面からご回答いただけます。
インターネットによる議決権行使の手順等につきましては、**4ページ**をご覧ください。

株 主 メ モ

| | |
|----------------------|--|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年6月 |
| 定時株主総会の基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 期末配当3月31日、中間配当9月30日 |
| 単元株式数 | 100株 |
| 公告方法 | 電子公告により行う https://corp.mizuno.com/jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う |
| 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 株主名簿管理人事務取扱場所 | 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人郵便物送付先 | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031(通話料無料) (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く) ホームページ https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html |

※ 各種手続きについて

お取引の口座のある証券会社にお問い合わせください。

証券会社にお取引の口座がない株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図



ミズノ株式会社 大阪本社 〒559-8510 大阪市住之江区南港北1-12-35

大阪メトロ中央線 大阪メトロ南港ポートタウン線

「コスモスクエア」下車、徒歩約10分

大阪メトロ南港ポートタウン線

「トレードセンター前」下車、徒歩約10分

大阪メトロ南港ポートタウン線

「中ふ頭」下車、徒歩約8分

UD FONT



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。